

令和4年1月21日

居宅介護支援事業所
訪問系サービス事業所 御中

渋谷区福祉部 高齢者福祉課長

渋谷区新型コロナウイルス感染症対策在宅要介護者緊急一時支援事業について

日頃より渋谷区の高齢者福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症について、年末年始の人流増加やオミクロン株の流行等により再び感染が急激に拡大しております。病床が逼迫する中で、在宅で介護を要する高齢者に対し、自身が感染して自宅療養となった場合や介護者である家族が感染して介護者がいなくなった場合においても、必要な介護サービスの提供によって生活を支援していくことが必要です。

在宅要介護者に対する緊急支援対応として、下記のとおり実施するため、各事業所におかれましては、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 対象者

渋谷区に住所を有し、居宅において介護が必要な高齢者等で、次のいずれかに該当する者

- ① 新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者となり、家族その他介護する者がいない
- ② 介護する家族等が新型コロナウイルスの感染者となり、介護する者がいない

2 実施期間

令和4年1月1日（土） ～ 令和4年3月31日（木）

3 緊急一時サービス・協力金・実施フロー

別紙のとおり

4 感染防護具の配備

サービス提供に必要な感染防護具を各地域包括支援センターに配備します。緊急支援対応のため必要になった際にお近くの地域包括支援センターまでご連絡ください。

下記HPの手順や動画を参照し、必ず正しい着脱方法を理解した上でご使用ください。

○東京都福祉保健局『個人防護具の着脱手順及び動画について』

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/shingatainflu/cyakudatsu.html>

〈問合せ先〉

高齢者福祉課 在宅要介護者支援担当

（電話）03-3463-1989

【1】緊急一時サービス（介護保険外）

※原則、事前に区（3463-1989）と協議すること。

1 提供期間

- ①感染者又は濃厚接触者となった日から、自宅療養期間又は健康観察が終了する日まで
- ②介護する家族等が感染者となった日から、その療養期間が終了する日まで

2 緊急一時訪問介護**(1) 対象者**

本事業の緊急一時対応として、新規又は追加で訪問介護サービスが必要となった者

(2) 支給金額 ※利用者負担はなく、区と事業所で直接協定書を締結する。

- ・身体介護 30分あたり3,500円
- ・生活援助 30分あたり2,000円

(3) その他

緊急一時的な支援であるため、生活を維持する上で必要最低限のサービス提供とする。

3 緊急一時ショートステイ**(1) 対象者**

本事業の緊急一時対応として、ショートステイが必要で、かつ、PCR検査により陰性が判明している者

(2) その他

入所先の施設については、区と事前に協議すること。

4 配食サービス

本事業の緊急一時対応として必要な場合は、速やかに区に連絡すること。

利用者負担額については、現行のとおり。

【2】協力金

※原則、事前に区（3463-1989）と協議すること。

1. 支給対象

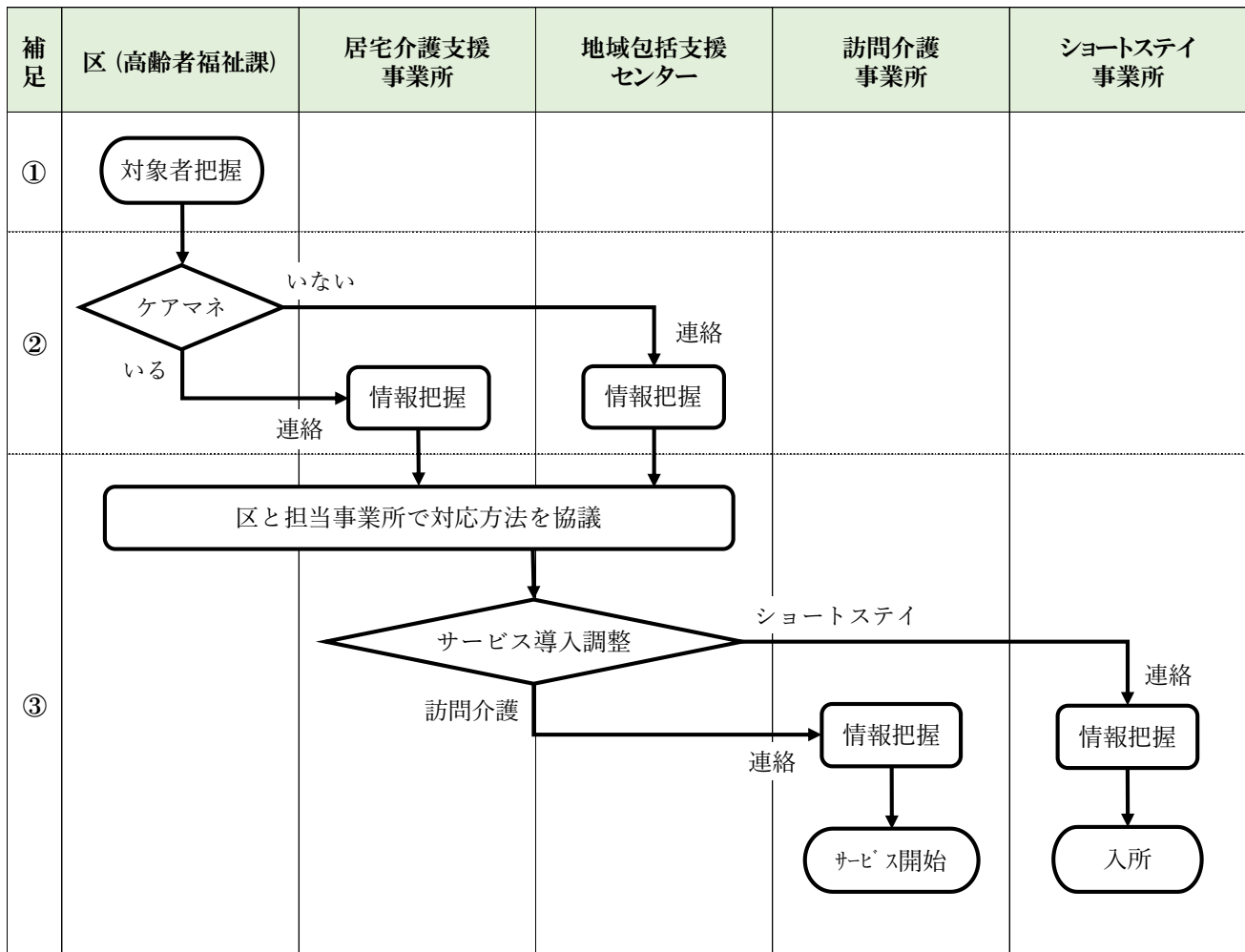
- ①本事業の緊急一時対応で、対象者へケアマネジメントを行った居宅介護支援事業所
- ②本事業の緊急一時対応で、対象者へ訪問介護サービスを提供した、次に挙げる事業所
 - ・訪問介護事業所
 - ・訪問看護事業所（介護サービスに限る）
 - ・小規模多機能居宅介護事業所
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

2. 支給額

支給対象① 1人につき30,000円

支給対象② 1人につき1日15,000円 ※同一世帯に対象者が複数いる場合は1人分とする。

【3】実施フロー



(補足)

①保健所等からの連絡により支援対象者を把握【区】

対象者の介護保険情報（認定、サービス利用、事業所等）を確認。

※事業所で本緊急支援対応の対象者を把握した場合も、在宅要介護者支援担当（3463-1989）に連絡。

②居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに連絡【区】

介護サービス利用者は担当ケアマネージャーへ、未利用者は地域包括支援センターへ連絡。

③本人の状況に応じて、必要なサービスの調整【居宅介護支援事業所・地域包括支援センター】

健康状態・生活状況等の情報を関係機関で共有し、必要なサービスの検討・調整を行う。

※本緊急支援対応として、前頁【1】緊急一時サービス（介護保険外）を利用することはできるが、従前と同内容のサービスを継続して利用する場合、介護保険のサービスを優先すること。また、その場合においても、前頁【2】協力金の対象となる。